お知らせ 戦没者等の遺族に対 支給されます。 戦没者等のご遺族の皆様へ 九回特別弔慰金) する特別弔慰金 (第 が

対象者

のご遺族お一人。 合に、次の順番による先順位 において受給権者がいない場 どの理由で平成21年4月1日 ける方がお亡くなりになるな 公的扶助料や遺族年金等を受 21年3月31日の間において、 平成17年4月1日から平成 お知らせ

弔慰金の受給権者

戦没者等の子

① 父 母 ② 孫 ④兄弟姉妹 (戦没者等と生計関係を ③祖父母

3 2

除かれます。) 有していなかった方等は

①父母②孫 ①兄弟姉妹 右記3以外の ③祖父母

4

- 5 右記1~4以外の三親等
- 係を有していた方に限ら 引き続き1年以上生計関 (戦没者等の死亡時まで

支給内容

名国債 額面24万円、 6年償還の記

請求期間

平成24年4月2日まで

9月末で受付終了とな ください 請求の方は早めに請求 りますので対象者で未 特別給付金が 戦傷病者の妻の方々へ 支給されます

るものです。 して、戦傷病者の妻に支給す して慰藉を行うことを目的と きた妻のご苦労に対し、国と 戦傷病者を永年介護されて

受けている方です 戦傷病者とは、次の給付を

)恩給法による増加恩給・傷 病年金・特例傷病恩給・傷

)戦傷病者戦没者遺族等援護 別措置法による傷病年金・ 時金又は、旧令共済組合特 法による障害年金・障害一

対象者

△前回 又は

○平成18年10月1日現在の い方 況が前回請求時と変更の無 現

○戦傷病者の方が平成8年10 日までの間に亡くなられた 月1日から平成15年3月31

<新たに戦傷病者の妻になら れた場合>

○平成13年4月2日から平成 増加恩給等の受給権を取得 15年4月1日までの間に、 した方 夫が戦傷病者として、前記

入居資格

○平成13年4月2日から平成 婚姻された方 恩給等を受給している者と 戦傷病者として、 15年4月1日までの間に、 前記増加

請求期間

9 月 30 日 水 まで

一時金 (障害程度第5款症

以上)

の妻の場合> を受給されていた戦傷病者 「第20回特別給付金」 「第18回特別給付金

『シルバーハウスいの』の入

る65歳以上の虚弱な高齢者 世帯で、現に住宅に困窮し 帯、2人室は夫婦等の二人 現在、いの町に住所を有す ている方。 であり、 1人室は単身世

申込書配布及び受付期間 9月14日(月)~

除く。) 8時30分~17時30分 (ただし、 土・日、祝日を

9月30日(水)

ほけん福祉課 請求・問い合わせ

吾北総合支所ほけん福祉課

『シルバーハウスいの 入居者募集

2人室

居者募集を次のとおり行いま

入居が決定すれば、収入申

申込書配布・受付・

ほけん福祉課

(すこやかセンター -伊野内)

吾北総合支所ほけん福祉課 893-3810

部屋の概要 募集戸数

1 人室 <u>2</u> 戸

2人室 所 <u>2</u> ≓

間取り いの町6032番地3

用 料 2 人室 1 人室 1 L D K 1 L K

その他

告及び保証人が必要となり

9月号 広報いの